

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年6月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 4号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第 5号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
(案) 及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画
(案) について
- 議第 6号 平成30年度全国農業新聞普及拡大計画(案) について
- 議第 7号 平成30年度農業者年金加入推進活動計画(案) について
- 議第 8号 平成30年度利用状況調査について
- 議第 9号 平成30年度作況調査について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農用地利用集積計画(利用権設定)の解約通知について
- 報第 3号 農地潰廃通報について
- 報第 4号 作付変更届について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 野崎文夫 委員 | 2番 阿部眞佐雄 委員 |
| 3番 小川弘樹 委員 | 4番 渡邊勝夫 委員 |
| 5番 田邊敦子 委員 | 6番 三師満夫 委員 |
| 7番 五十嵐秀一 委員 | 8番 小林茂宏 委員 |
| 9番 坂井浩行 委員 | 10番 原田勝 委員 |
| 11番 渡邊一英 委員 | 12番 廣川哲也 委員 |
| 13番 清野秀作 委員 | 14番 佐藤秀樹 委員 |
| 15番 佐藤一富 委員 | 16番 藤田吉則 委員 |
| 17番 熊倉睦 委員 | 18番 田邊稔 委員 |
| 19番 佐藤裕雄 委員 | |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 17名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利弥 委員	内山 敏雄 委員
大桃 伸之 委員	刈屋 一夫 委員
蒲澤 利嗣 委員	蒲澤 正 委員
北澤 正之 委員	栞原 一郎 委員
捧 幸伸 委員	長谷川 浄二 委員
原田 孝一 委員	松岡 博一 委員
吉田 精一 委員	吉田 昇 委員
渡邊 正 委員	

推進委員欠席委員 1名

内山 清 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係 長	早川 実
経営基盤係 主任	長谷川 義隆
臨時職員	渡辺 真那

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席19名、欠席ゼロで会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。3番、小川弘樹委員、17番、熊倉睦委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

2ページをご覧ください。今月の申請は、新規設定4件、面積6,663.61㎡で

あります。

それでは、戻りまして1ページの23番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

23番から26番までの4件は相対で、それぞれ新規に利用権を設定するものであります。23番から順にご説明をいたします。

23番は、上保内地内の農地3筆、629㎡。

24番は、同じく上保内地内の農地3筆、1,521㎡。

25番は、同じく上保内地内の農地1筆、667㎡。

26番は、尾崎地内外の農地計7筆、3,846.61㎡。

以上4件は相対で、新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告を願います。

第2調査部会長は、佐藤代理の隣に着席を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、6月25日午後3時より厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、佐藤会長代理出席のもと、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後3時35分閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定4件、面積6,663.61㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきま

しては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

4ページをご覧ください。今月の申請は4件で、合計面積1万2,674.58㎡であります。

3ページにお戻りをお願いいたします。9番は、帯織地内外の農地計14筆、9,025.58㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

10番は、帯織南地内の農地1筆、1,100㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

4ページをお願いいたします。11番は、上保内地内の農地1筆、568㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与で取得するものであります。なお、本件と同時に先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』の23番、24番、25番で合計面積2,817㎡の利用権設定の申請がなされており、既存の経営面積1,666㎡と合わせ、経営面積は下限面積を上回る5,051㎡となるものであります。

12番は、森町地内の農地1筆、1,981㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与で取得するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長(4番渡邊勝夫委員)

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、贈与によるもの2件、合計件数4件、面積1万2,674.58㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、

下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

7ページをご覧ください。今月の申請は8件で、合計面積2,759.02㎡であります。

5ページにお戻りをお願いいたします。26番は、横町2丁目地内の農地1筆、1,021㎡を売買により取得し、北側既存宅地870.32㎡と一体利用し、既存事務所兼店舗1棟、既存駐車場12台及び駐車場26台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条警察署南東150m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

27番は、南四日町4丁目地内の農地1筆、250㎡を賃貸借権の設定により、三条市発注の雨水対策工事に伴う資材置き場の用地として平成30年7月1日から平成30年9月30日まで一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、嵐南公民館南西200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

28番は、桜木町地内の農地1筆、1.02㎡を贈与により取得し、南側既存宅地247.00㎡と一体利用し、住宅1棟、カーポート1棟及びガレージ1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、ものづくり学校、旧南小学校北側150m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

6ページをお願いいたします。29番は、西本成寺2丁目地内の農地1筆、225㎡

を売買により取得し、北側既存宅地1, 045.80㎡と一体利用し、既存倉庫1棟、既存車庫1棟及び駐車場9台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、県立新潟県央工業高等学校西側550m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

30番は、塚野目1丁目地内の農地1筆、201㎡を売買により取得し、北側既存埋め立て済み用悪水路14㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、塚野目保育所南東250m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

31番は、井栗1丁目地内の農地1筆、231㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、第四中学校北西450m付近で住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

32番は、上保内地内の農地1筆、219㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、保内駅南東100m付近で、300m以内に駅がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

33番は、尾崎地内の農地1筆、611㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟、農機具格納庫1棟、物置1棟及び駐車場2台等の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、栄北小学校北側200m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数8件、面積2,759.02㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第4号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第4号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』ご説明をいたします。

8ページをご覧ください。今月協議をお願いする案件は1件で、面積769㎡であります。

1番は、上谷地地内の農地2筆、769㎡について、耕作放棄により周囲が山林等からの直接的な影響によって農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとするものでございます。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長(4番渡邊勝夫委員)

議第4号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』は、合計件数1件、面積769㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして、非農地として判断いたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

議第5号説明の前に大変恐縮でございますが、議案の訂正のお願いと、あわせておわびを申し上げたいと思います。お手元に配付をさせていただきました議第5号の正誤表をあわせてご覧願います。

別冊で配付をいたしております「議第5号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」の中ほどになりますが、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の2ページ、8ページまでが29年度のものとなっております、その次からが30年度の活動計画案になりますので、これをおはぐりいただいて2ページをお願いをいたします。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」の「2 平成30年度の目標及び活動計画」の目標欄の集積面積が「4, 050ha」となっております。正しくは「4, 046ha」でございます。また、次の「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」の「1 現状及び課題」の新規参入の状況欄の年度の表示が1年ずつ古くなっておりますので、正誤表のとおり訂正をお願いをいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、改めまして議第5号『平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について』ご説明をいたします。

農業委員会事務の情報の公表につきましては、従来から農業委員会の活動について広く一般に知っていただくよう、担い手への集積状況等に関する活動状況をまとめ、ホームページ上で公表をしてきたところでございます。また、改正農業委員会法により、農業委員会は農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況、その他の事務の実施状況を公表し、これを農林水産省は取りまとめ、公表することとしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。平成29年度の点検、評価の1ページをご覧願います。平成30年3月31日現在の農業委員会の状況でございます。記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

おはぐりいただきまして、2ページをお願いいたします。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。1の「現状及び課題」ですが、平成30年3月現在で農地面積は6, 976. 8ha、これまでの集積面積が3, 946ha、集積率が56.

6%であります。

2の「平成29年度の目標及び実績」でございますが、平成28年度末の集積面積が3,650haで新規集積100haを見込み、集積目標を3,750haとしておりましたが、実績は新規集積が296haで、全体集積面積は3,946ha、達成状況は105.2%となったところでございます。

3の「目標の達成に向けた活動」につきましては、活動実績として農家への戸別訪問や集落座談会への参加、関係機関との連携や情報共有化などを行ったところでございます。

4の「目標及び活動に対する評価」につきましては、今ほど説明をした2及び3の実績に基づき記載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

3ページをお願いいたします。「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」でございます。29年度は参入目標を1経営体とし、参入促進を図るため就農候補者を確保することとして、市農林課が東京で開催された「新農業人フェア」や県内のフェアに参加をいたしました。就農候補者の確保に至らなかったところでございます。

4ページをお願いいたします。「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。1の「現状及び課題」の平成30年3月の遊休農地面積は、0.5haとなっております。

2の「平成29年度の目標及び実績」につきましては、解消目標0.5haに対して実績は0haでございました。達成状況につきましては0%となっております。

3の「2の目標の達成に向けた活動」については、昨年7月と10月に実施しました農地パトロール等の状況を記載をしております。

4の「目標及び活動に対する評価」については、今ほどご説明いたしました2及び3の実績に基づき記載をしておりますので、ご覧おきいただきたいと思っております。

5ページをお願いいたします。「Ⅴ 違反転用への適正な対応」でございます。違反転用は0haでありました。

6ページをお願いいたします。「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」でございます。1の「農地法第3条に基づく許可事務」につきましては、1年間の処理件数が67件、うち許可件数が67件で、不許可はございませんでした。

2の「農地転用に関する事務」につきましては、1年間の処理件数116件、このうち116件が許可で、不許可はございませんでした。

3の「農地所有適格法人からの報告への対応」につきましては、管内の農地所有適格法人数は31法人で、全法人から報告書の提出を受けたところでございます。

4の「情報の提供等」につきましては、賃借料情報の調査・提供が、調査対象賃貸借件数688件で、公表については平成30年3月に行いました。

次の農地の権利移動等の状況把握につきましては、調査対象権利移動等の件数が442件で、取りまとめは平成30年3月に行いました。

次の「農地台帳の整備」につきましては、全農地面積6,976.8haを対象に、毎月総会終了後、更新をしておるところでございます。

8 ページをお願いいたします。「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」でございます。「農地利用最適化等に関する事務」、それから「農地法等によりその権限に属された事務」とともに意見はございませんでした。

次の「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」でございますが、冒頭ご説明申し上げましたとおりホームページで公表をしておりますので、その内容を記載をさせていただいておりますのでございます。

次ページをお願いいたします。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございます。「Ⅰ 農業委員会の状況」につきましては、平成29年度の点検・評価の内容と同じでございますので、省略をさせていただきます。

2 ページをお願いいたします。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、6,976.8haのうち3,946haがこれまで集積されておりますので、平成30年度は、先ほど訂正してありますが、新たに100haを担い手へ集積したいというふうなことを立てさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、法人雇用や親元就農はここに含めないということで、現状は新規参入者はゼロとなっておりますが、市農林課では生計に必要な所得を確保できる魅力ある農業経営体を育成するため、昨年度に引き続き就農候補者の確保をする活動を計画し、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進を図ることとし、1経営体の参入を目標としております。

続きまして、3 ページをお願いいたします。「Ⅳ 遊休農地に関する措置」につきましては、現状としまして6,976.8haのうち0.5haの遊休農地がありますので、平成30年度の目標はあくまで目標として、全ての遊休農地の解消を目指して0.5haとさせていただいております。また、解消に向けた活動につきましては例年と同様でございますが、農地パトロールを7月と10月に実施をし、それを踏まえ、農地の利用意向調査を実施したいと考えております。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」につきましては、農地パトロールを実施していただくことで違反転用の防止に努めたいというものでございます。

説明は以上でございます。

なお、議第5号につきましてはご承認をいただければホームページで公表をさせていただく予定でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

小林委員。

8番（小林茂宏委員）

議題とはちょっと違うのかもしれないんですけど、参考までに新たに農業経営を営もうとする者の参入、これ県全体ではどういう数字ってありますか。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（清水事務局長）

ただいま県全体というのは持ち合わせてございませんので、もしあれであれば振興局のほうに確認をして、次の総会終了後にでも報告させていただければと思っております。

それから、今ほど計画の中で私ども、ちょっと質問とは違うんですが、今茨城県の久松農園さんのほうで昨年8月から新規就農に向けた研修を行っておりまして、来年2月には一応研修が終わって、研修が終わると新規就農をされるということを農林課のほうから一応聞いておりまして、それも踏まえまして1経営体、それから新規参入の面積1haというふうにさせていただいておりますので、説明のときに話をすればよかったです。ちょっと今質問があったんで、あわせて説明させていただきました。よろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

8番（小林茂宏委員）

はい。

議長（野崎会長）

小川委員。

3番（小川弘樹委員）

お伺いしたいんですけど、遊休農地に関する部分のところ0.5haという数字は変わっていない数字であります。今年も同じだという。これ何年から続いているものなのか、それとも今後、具体的にはどういう状態のものを言われるのか。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（清水事務局長）

実は一昨年、28年度の12月に一応農地パトロールに基づいて、きょう議第4号で見えていただいたような形で非農地とすべきものを、既に山になっていて、山林化しているようなものを非農地の判断いただいて、その解消で0.6ha、当時1.1haの遊休農地ということであったんですが、それで0.5haにして、その後残ったものについては基本的には昨年の農地パトロールの際にも状況が変わりなかつたものですから、そのままとなっているところをございまして、これの解消に向けてもう一度非農地にすべきかどうかの判断も含めて、今年もう一度農地パトロールを行っていきたいというふうに考えてございます。その状況によって、それとあわせまして今年度から要は行政による配分がなくなったところをございまして、その取り扱いについてもまだ一応再生協ではそれについては配分目標の中で農地として取り扱って、この農地に対して配分目標を決めているということでもありますので、基本的には農地の扱いになろうかと思いますが、これについても今後地権者へのアンケートであったり、そういったことを踏まえてまた農地パトロールに向けて検討してまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

小川委員、よろしいですか。

3 番（小川弘樹委員）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第 5 号につきましては、原案のとおり承認することとし、ホームページで公表することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 6 号『平成 3 0 年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第 6 号『平成 3 0 年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について』ご説明をいたします。

9 ページをご覧ください。ご存じのように全国農業新聞につきましては、農業者の公的機関であります農業委員会系統組織、全国農業会議所になりますが、が発行する週刊の農業総合専門紙で、購読料は月額 7 0 0 円となっているところでございます。

改正農業委員会法の主眼であります「農地利用の最適化」を果たすためには、地域の理解と協力が必要であり、それらを実現するためには取り組みについての周知を図ってまいる必要があると考えているところでございます。このことから、農業委員会系統組織の情報活動のシンボルとして「全国農業新聞」の普及推進活動が求められているところでございます。

三条市の購読部数につきましては、平成 3 0 年 3 月時点で 1 2 5 部でございました。昨年度の計画では、当時の農業委員の数 3 4 名の 5 倍の 1 7 5 を目標としていたところでございますが、4 5 部届かず、達成率につきましては 7 4 % でございました。昨年度は各委員の皆様のご協力により新規購読が 7 部ございましたが、これを上回る 1 2 部の購読中止があったところでございます。

今年度の目標部数につきましては、新潟県農業会議より①から③までの目標設定の案が示されましたが、当農業委員会におきましては現在の部数と委員 1 人 1 部の合計部数を下回っている状況であるため、目標部数は②の 1 5 7 部とさせていただきます。

次に、普及推進に当たっての年間活動計画についてでございますが、6 月から 7 月を前期普及月間と位置づけ、担当地区における戸別訪問等による普及促進活動を実施し、8 月には農業委員会だよりによる P R 活動を実施する予定でございます。

また、10月から11月を重要普及月間、2月から3月を後期の普及月間と位置づけ、引き続き戸別訪問や農業委員会だよりによるPR活動に取り組んでまいりたいと考えてございます。

新潟県が策定をいたしました「『全国農業新聞で農地利用の最適化達成を目指す3カ年運動』に基づく普及推進計画」におきまして、「農業委員・農地利用最適化推進委員1人が毎年2部以上の新規購読申込確保に取り組む」とございます。今年度は3カ年運動の最終年度に当たり、一層の普及推進活動の強化が求められておりますので、全農業委員、推進委員の皆様から1人につき2部以上の普及拡大をお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

毎度、毎年毎年のことなのですが、これ私も全国農業会のほうに出向いたときに発言させていただいたわけでございます。記事の内容は、特に農政関係の情報というのは非常におくれて出ているということでございますので、いち早くやっぱり取り組んで記事記載をしていただきたいという話をした経過がございます。それと同時に、こんなこと言うと失礼に当たりますが、日本全国見ても、新潟県全体見ても、三条市見ても、やめていく方が大変多くあります。特に話を聞くところによれば、三条市においては余りないんですが、農業委員やめたからやめたっていいんだというような錯覚を起こしてやめている方がおられるという話を伺っております。是非そういうことないように、やはり全国農業新聞並びにJAさんが発行している、中央会が発行している日本農業新聞とやはり見比べていけばいろいろな情報が入ってくるかと思っておりますので、是非皆さんから推進していただければなと思っている次第でございます。特にやめられる方に対しても是非継続していただきたいということを強く主張していただければなと思っている次第でございます。

そういうことで、私の主観を入れたわけでございますが、これより議第6号につきましてはただいまの説明のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

それでは、全農業委員、または農地利用最適化推進委員から、委員1名につき2部以上の普及拡大を図っていただきますので、是非ともご協力をお願い申し上げたいと思います。これは1年、余り強制的に期間を絞るとなかなか大変難儀するかと思っておりますので、やんわりと推進してってもらいたいなと思っております。というのは、また特に新人、今回初めてなられた方は農業委員は何が仕事なんだと、これ先しろと、あれ先しろと言われがちですので、今まで過去にこういうこと言われてきましたので、長い目で、やはり1年以内の中で推進していただければなと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

なお、事務局は総会終了後に申込書、普及資材等について説明を願います。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『平成30年度農業者年金加入推進活動計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第7号『平成30年度農業者年金加入推進活動計画（案）について』ご説明をいたします。

10ページをお願いいたします。農業者年金制度につきましては、「農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資すること」を目的とする公的年金でございます。三条市の農業者年金加入状況につきましては、平成30年3月末現在で被保険者が54名、待機者が25名、年金受給者は599名でございます。この年金受給者につきましては、旧制度を含めてのものでございます。

昨年度の活動計画では、新規加入目標人数を3人、そのうち20歳から39歳までを3人と設定しました。活動の結果、4人から加入いただくことができ、うち4人が39歳までの若い農業者でございました。

それでは、今年度の活動計画（案）についてご説明させていただきます。

1の今年度の加入目標人数につきましては4名とし、うち20歳から39歳までの方を3名、女性農業者を1名とさせていただいております。この目標人数につきましては、新潟県農業会議と新潟県農業協同組合中央会が設定した人数でございます。新潟県全体の目標は90人、うち20歳から39歳は63人、女性農業者は23人となっております。

2、加入対象として働きかける目標人数は、昨年度と同様、認定農業者及び農業後継者など50人、うち20歳から39歳は20人としております。

3、地区別加入推進班は3班を設置し、A班は三条地区、B班は栄地区、C班は下田地区を担当していただきたいと考えております。各班の推進員数、編成につきましては記載のとおりでございます。

4の加入対象者名簿は、12月31日までに整備する予定でございます。

5の加入推進強化月間は、各班とも12月から来年2月までとさせていただいております。

6の個別訪問の実施計画につきましては、A班、B班、C班とも12月は加入推進委員による個別訪問、1月は加入意向者に対する推進班による訪問及び加入推進委員による2回目の個別訪問、2月は加入意向者に対する推進班による訪問を予定をしており、各月の訪問対象者数及び訪問に携わる人数は記載のとおりでございます。

7の加入推進対策会議及び制度勉強会の実施につきましては、本日の総会で活動計画（案）の審議、9月は農業委員会総会の後お時間をいただき制度研修会を、それから12月は農業委員会とJA合同による加入推進対策会議の開催を予定をさせていただいて

おります。

8の加入対象者に対する説明会につきましては、2月に農業後継者及び認定農業者等の配偶者を対象に年金制度について説明を予定をしておりますのでございます。

12ページをお願いいたします。9の啓発普及活動につきましては、8月と3月に発行をしております農業委員会だより「向日葵」によるPRを計画をしておりますのでございます。

10、その他の活動計画は、記載のとおりでございます。

なお、お手元に農業者年金加入促進事例集をお配りさせていただいておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

これまた推進のお願いなんです、地域に帰られまして、加入されるような人がおられましたら是非事務局のほうへ連絡をとっていただければなと思っております。そこへ今度加入推進委員の方が出向きまして、職員と一緒に出向きまして説明を図るわけですので、どうか紹介していただければなと思っておる次第でございますので、どうかよろしく願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいまの説明のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、農業者年金の加入推進に当たっては加入推進部長、副部長を中心にして、全農業委員、農地最適化推進委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『平成30年度利用状況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、農地法第30条以降に規定されている「利用状況調査・指導」の一部として「農地パトロール」を実施してきたところですが、利用状況調査の方法の詳細を農政対策部会に付託したいと提案申し上げます。いかがでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

では、異議なしということで発言ありましたので、異議なしと認めます。

それでは、議第8号『平成30年度利用状況調査について』につきましては農政対策部会に付託することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第9号『平成30年度作況調査について』を議題といたします。

この件につきましても今まで上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げた経過があります。今回もそのようにしたらいかがとご提案申し上げます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議なしという発言がありましたので、異議なしと認めます。

それでは、議第9号『平成30年度作況調査について』につきましても農政対策部会に付託することにいたします。農政対策部会のメンバーの人は、どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第5号について事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月は農政対策部会の開催が予定をされております。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、10番、原田勝委員。

農政対策部会長（10番原田 勝委員）

農政対策部会は7月20日午後1時30分から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。7月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 3 番）

議事録署名委員（ 1 7 番）
